平成２９年（フ）第２９６号
大分市大字久原743番地の10
債務者　平迫　拓也
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３５０号
宮崎市北高松町１番１号　コーポマチダ301号
債務者　橋口　　浩
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４６３号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目65番33号フォレスト東谷山205号
債務者　石谷　友和
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３６号
鹿児島県日置市伊集院町徳重1786番地２　市営前田平住宅４号棟206
債務者　西村　　翔
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第３６号
岩手県花巻市台第３地割37番地３
債務者　髙**橋**　一夫
1　決定年月日時　平成29年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１９６号
秋田市楢山登町12番１号　ピアネスＥＭＩ21　206
債務者　平山　陽介
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９９号
秋田市茨島４丁目９番48号
債務者　阿部　靖子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０２号
秋田市土崎港中央３丁目11番８号　リエス秋田土崎５号
債務者　菅原　優美
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６９号
長野県飯田市鼎上山2736番地１（メゾンドシュヴァリエA102号）
債務者　伊藤あんこと　イトウ　ケリー　アンキゾン
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第２４１号
兵庫県伊丹市南本町１丁目２番17―305号
債務者　安東　禎裕
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２２６号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧816番地１（106―04）
債務者　浅田　和代
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２０６号
佐賀県小城市小城町219番地１　コーポ廿地Ａ　３号
債務者　遠田　　聡
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４５号
佐賀市巨勢町大字牛島781番地１　牛島団地736号
債務者　大島　涼子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４９号
佐賀市川副町大字犬井道1688番地４
債務者　江島　達也
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
佐賀県武雄市朝日町大字中野10539番地１
債務者　田中　泰樹
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１２０号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1205番地　フロンティアⅠ　103号
債務者　徳　　将平
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１３５号
宮崎県延岡市恒富町１丁目２番地６　ヤママルコーポ　205
債務者　髙橋　清美
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部